

定款

株式会社 ナガホリ

第1章 総 則

第1条 商号

当社は、株式会社ナガホリと称し、英文では、NAGAHORI CORPORATION と表示する。

第2条 目的

当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 真珠の養殖、加工、輸入並びに国内販売
- (2) 貴石、半貴石の輸出入並びに国内販売
- (3) 貴金属製品の製造、輸出入並びに国内販売
- (4) 美術品、喫煙具および衣料品の輸出入並びに国内販売
- (5) 前各号の古物品の売買並びに仲介業
- (6) 医薬品、家具、インテリア及び皮革製品の輸出入並びに国内販売
- (7) 不動産の売買・賃貸・仲介並びに管理業
- (8) 損害保険代理業
- (9) スポーツ施設、特殊公衆浴場、理・美容院、飲食店、子供用ゲームコーナー及びマッサージ業の経営
- (10) 工芸品、書籍、食料品、酒類及びたばこの販売
- (11) 前各号に附帯する一切の事業

第3条 本店の所在地

当社は、本店を東京都台東区に置く。

第4条 公告方法

当社の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

第5条 発行可能株式総数

当社の発行可能株式総数は、4,000万株とする。

第6条 自己の株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

第7条 単元株式数および単元未満株券の不発行

当社の単元株式数は、100株とする。

第8条 単元未満株主についての権利

当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 募集株式または募集新株予約権の割当を受ける権利

第9条 株主名簿管理人

当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

第10条 株式取扱規程

当社の株式に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

第11条 招集

当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

第12条 定時株主総会の基準日

当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

第13条 招集権者および議長

株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

第14条 電子提供措置等

当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第15条 決議の方法

株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第16条 議決権の代理行使

株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第17条 議事録

株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

第4章 取締役及び取締役会

第18条 取締役会の設置

当社は、取締役会を置く。

第19条 員数

当社の取締役は、15名以内とする。

第20条 選任方法

取締役は、株主総会において選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

第21条 任期

取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。

2. 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了するときまでとする。

第22条 取締役会の招集権者および議長

取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

第23条 取締役会の招集通知

取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

第24条 取締役会の決議方法

取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

第25条 取締役会規程

取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第26条 代表取締役および役付取締役

取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役副会長、取締役社長、取締役副社長各1名、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

第27条 報酬等

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

第28条 社外取締役の責任限定契約

当会社は、会社法427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第5章 監査役及び監査役会

第29条 監査役及び監査役会の設置

当会社は監査役及び監査役会を置く。

第30条 員数

当会社の監査役は、4名以内とする。

第31条 選任方法

監査役は、株主総会において選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

第32条 任期

監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。

2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了するときまでとする。

第33条 常勤の監査役

監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

第34条 監査役会の招集通知

監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

第35条 監査役会の決議方法

監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

第36条 監査役会規程

監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

第37条 報酬等

監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第38条 社外監査役の責任限定契約

当社は、会社法第427条第1項の規程により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第6章 会計監査人

第39条 会計監査人の設置

当社は、会計監査人を置く。

第7章 計 算

第40条 事業年度

当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

第41条 剰余金の配当の基準日

当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

2. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

第42条 中間配当

当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。

第43条 配当金等の除斥期間

配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

附則

第1条 当社の株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株券喪失登録簿への記載または記録に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。

第2条 当社の株券喪失登録簿への記載または記録は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第3条 電子提供措置等に関する経過措置

現行定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更案第14条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日から効力を生ずるものとする。

2. 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第14条はなお効力を有する。

3. 本附則は、2022年9月1日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

附 記

平成6年6月29日 改定
平成10年6月26日 改定
平成14年6月27日 改定
平成15年6月27日 改定
平成16年6月29日 改定
平成18年6月29日 改定
平成21年6月26日改定
平成25年7月30日改定
平成26年6月26日改定
令和4年6月29日改定